

競争的研究費等の使用に関する行動規範

医療法人乳腺ケア泉州クリニック

制定 令和 8 年 7 月 1 日

施行 令和 8 年 7 月 1 日

1. 目的

本行動規範は、競争的研究費等が国民の税金その他の公的資金を原資とすることを踏まえ、当院における適正な使用及び管理を確保し、研究活動に対する社会の信頼に応えるため、構成員が遵守すべき基本事項を定める。

2. 適用対象

本行動規範は、臨床研究センターの研究者、研究支援者、公的研究費の申請、経理、発注、検収、支払、監査その他の運営・管理に関わる職員及び当院において公的研究費による研究に関与する者に適用する。

3. 基本原則

- 1) 競争的研究費等は、研究者個人に交付された私的な資金ではなく、当院が機関として管理する公的資金であることを認識する。
- 2) 関係法令、資金配分機関の使用ルール及び交付条件、契約並びに当院の規程及び手続を遵守する。複数の定めがある場合は、資金配分機関の定め又はより厳格な定めを優先する。
- 3) 採択又は契約された研究課題の遂行に直接必要な経費に限り使用し、支出の必要性、研究との関連性、価格、数量及び時期の妥当性を第三者に説明できるようにする。
- 4) 架空発注、預け金、品名替え、代替請求、カラ出張、旅費の重複受給、カラ雇用、カラ謝金、還流、領収書等の改変その他の虚偽又は不正な処理を行わず、これらに加担しない。
- 5) 発注、検収及び支払等における相互牽制が機能するよう、定められた職務分担及び承認手続を尊重し、研究者と取引業者との間で不適切な取決めを行わない。
- 6) 研究費の使用に関する判断に迷う場合は、支出、予約、発注又は契約を行う前に総務課へ相談し、自己判断による例外処理を行わない。
- 7) 申請、承認、発注、検収、支払、出張、勤務、成果物その他の事実を確認できる書類及び電子記録を適切に作成し、所定の期間保存する。
- 8) 取引業者その他の利害関係者との関係を公正かつ透明に保ち、研究費の執行に影響し得る金品、接待、便宜その他の利益を受けず、利益相反がある場合は速やかに申告する。
- 9) 指定されたコンプライアンス教育及び啓発活動に参加し、内容を理解した上で誓約書を提出するとともに、モニタリング、内部監査及び調査に誠実に協力する。
- 10) 不正又は不適切な使用を知ったときは隠蔽せず、相談・通報窓口又は適切な責任者に速やかに報告する。相談者、告発者及び調査協力者に対する不利益な取扱いを行わない。

4. 研究者の責務

- ・ 研究計画及び予算に基づき、物品、役務、出張、人件費及び謝金等の必要性を明確にして事前に申請する。
- ・ 物品及び役務の発注は原則として総務課に依頼し、無断で発注、契約又は立替払を行わない。
- ・ 出張、勤務、謝金及び役務等の事実並びに成果を確認できる資料を期限内に提出する。
- ・ 年度末の使い切りを目的とした支出を行わず、研究の進捗に応じて繰越し又は返還の手続を総務課と相談する。

- ・異動、退職又は研究終了時には、研究費の残額、取得物品、関係書類及びデータの取扱いについて当院の指示に従う。

5. 管理責任者及び事務職員の責務

- ・役割、責任及び権限を明確にし、当院の規模に応じて効率的で実効性のある管理体制を整備する。
- ・ルールを明確かつ統一的に運用し、例外処理が必要な場合は、理由、承認者及び処理内容を記録する。
- ・研究者が適正な手続を円滑に行えるよう支援し、相談事例、モニタリング及び内部監査の結果を規程、教育及び不正使用防止計画の見直しに反映する。
- ・自らが関与した発注、検収、支払又は事案について、利害関係を有する者が監査又は調査を行わないようにする。

6. 違反への対応

本行動規範に違反した者については、関係法令、資金配分機関の定め、就業規則、公的研究費使用ハンドブックその他の院内規程に基づき、研究費の使用停止、返還、懲戒、法的措置その他必要な措置を講ずる。取引業者等が不正に関与した場合は、取引停止、契約解除、返還又は損害賠償請求その他必要な措置を講ずる。

7. 見直し

本行動規範は、関係法令及び資金配分機関のルールの改正、当院の組織又は業務の変更、内部監査の結果その他必要に応じて見直す。

附則

本行動規範は、令和8年7月1日から施行する。